

三木市記者発表資料 (令和2年9月23日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 観光振興課	課長 荒池洋至 (内線 2204)	観光振興係	0794-82-2000 (内線 2514)

タイトル	
<b>「三木市特産品購入促進事業」がスタート</b> ～ 1,000円購入ごとに200円のおみやげ購入券を進呈 ～	
内容	
新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みを特産品の購入促進により回復するため、道の駅みき又は山田錦の館で使用できる「おみやげ購入券」を発行することにより、市内の消費拡大と誘客促進を図ります。	
<b>1 発行条件</b>	1,000円購入ごとに200円のおみやげ購入券を進呈 例) 2,000円購入した場合、200円のおみやげ購入券を2枚進呈
<b>2 対象者</b>	道の駅みき又は山田錦の館を利用される方(市民に限らない)
<b>3 利用期間</b>	道の駅みき 10月1日(木)～令和3年1月31日(日) 山田錦の館 10月1日(木)～12月31日(木)
<b>4 注意事項</b>	(1)おみやげ購入券は、発行された施設でのみ使用できます。 (2)おみやげ購入券の発行は、各施設における予算額に到達した時点で、予告なく終了します。 (3)おみやげ購入券の有効期限は、道の駅みきでは令和3年1月31日まで、山田錦の館では令和2年12月31日までです。 (4)おみやげ購入券がもらえないものは、「たばこの購入」、「商品券等の換金性の高いものの購入」、「おみやげ購入券を使った買い物」、「1,000円未満の買い物」です。 (5)おみやげ購入券が使えないものは、「飲食店又は飲食コーナーでの支払い」、「たばこの購入」、「商品券等の換金性の高いものの購入」です。
セールスポイント	
現在、全国で新型コロナウイルスの感染者が増加しており、再び自粛モードが広がっていますが、十分に感染予防対策をした施設において特産品を購入していただくことで、市内経済の活性化や誘客促進につながります。 この機会に是非、三木市の特産品をご購入いただきますようお願いいたします。	